



国分寺市監委告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年度第1回定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年8月28日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

佐 野 久 美 子



国政情収第 1164 号

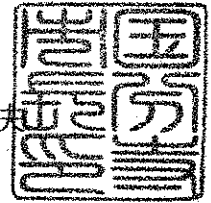
平成 29 年 8 月 25 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

佐 野 久 美 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 28 年度第 1 回定期監査及び財政援助団体監査の結果に関
する報告書の提出について (報告)

平成 28 年 12 月 27 日付け国監発第 31 号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成28年度第1回定期監査の結果に関する報告書

(行政委員会等)

臨時職員制度の適正な運用について

「運転業務」にあたる臨時職員（地方公務員法第22条第5項）が運転以外の業務にも従事しているが、任用にあたっては具体的勤務内容を十分に説明するなど臨時職員制度の適正な運用に留意されたい。（議会事務局）

(措置内容)

当該臨時職員には任用時に説明を行い、納得を得て運転業務のほかに簡易的な議会庶務業務にも若干従事していただいた経過がありますが、このたびのご指摘を踏まえ、臨時職員の任用に関わる文書（臨時職員任用調書、臨時職員任用通知書）に「運転業務及び簡易的な議会庶務業務に係る事務事業」と明記するように改めました。今後も臨時職員制度の適正な運用を図ってまいります。

平成 28 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について

(政策部市政戦略室・市民生活部経済課)

1 現金の管理について

出納関係帳票及び通帳、手提げ金庫等の確認時に、手提げ金庫に小口現金が存在していたが現金出納簿がなかった。現金による取り扱いは慎重を期すべきであり、現金出納簿を備え、現金、出納簿、通帳等の残高を照合できるようにされたい。

(措置内容)

現金の出納については、現金出納簿を備え、管理することとしました。また、現在、現金及び通帳残高と出納簿を照合し、現金の管理を適正に行うよう改めました。

2 臨時職員の時間外勤務手当について

サービスセンター嘱託職員等の採用及び就業に関する規程では、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた時は、時間外勤務手当を支給することとなっており、その額は勤務時間1時間につき、1時間当たりの賃金の100分の125を支給することとなっている。サービスセンターの臨時職員が正規の勤務時間を超えて勤務していた日があったが100分の100の支払いとなっていた。今後の支払いの際は十分注意するとともに、適正に事務処理をされたい。

(措置内容)

時間外勤務手当については、経済課からサービスセンターへ指導し、平成28年度より適正な支払いが行われるよう改めました。